

申立書

私は、地方公務員法第16条の欠格条項の内、いずれにも該当していません。

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

署名

第五章 罰則

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して差別をした者
- 二 第三十四条第一項又は第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者
- 三 第五十条第三項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

(昭四〇法七一・平一六法八五・一部改正)

第六十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十条第一項に規定する権限の行使に関し、第八条第六項の規定により人事委員会若しくは公平委員会から証人として喚問を受け、正当な理由がなくてこれに応ぜず、若しくは虚偽の陳述をした者又は同項の規定により人事委員会若しくは公平委員会から書類若しくはその写の提出を求められ、正当な理由がなくてこれに応ぜず、若しくは虚偽の事項を記載した書類若しくはその写を提出した者
- 二 第十五条の規定に違反して任用した者
- 三 第十九条第一項後段の規定に違反して受験を阻害し、又は情報を提供した者
- 四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者
- 五 第四十六条の規定による勤務条件に関する措置の要求の申出を故意に妨げた者

(平一六法八五・一部改正)

第六十二条 第六十条第二号又は前条第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。